

いじめ防止基本方針

三豊市立上高瀬小学校

はじめに

平成26年3月27日香川県教育委員会が発表し、平成29年6月20日に改訂された香川県いじめ防止基本方針を踏まえ、本校の基本的な考えと具体的取り組みについて以下のように策定する。

1 いじめの未然防止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであること、また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることから、児童が安心して学習その他の活動に取り組むために、最も大切にしたいこととして、「いじめの未然防止」に取り組む。

(1) いじめを生まない土壌づくり

- 児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童に、いじめは決して許されないことを訴える。
- 児童が安心でき、自己有用感を感じられる仲間づくり・集団づくりのための縦割り班活動を重視する。
- 児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。
- 人権・同和問題学習を重視し、市人権教材集を使った指導を全学級で行う。
- 保護者には、児童がいじめを行うことのないよう、学校だよりや学級だより、PTAの会合時の話などで理解と協力を依頼する。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止するための、児童及び保護者に対して情報モラルに関する啓発を行う。

(2) 家庭 地域社会との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健かな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、より多くの大人が児童生徒の悩み相談を受け止めることができるように努める。

(3) 関係機関との連携

市教育委員会はもちろん、三豊署、地区民生児童委員、学校評議員・評価員、PTA本部役員と日ごろから密接につながり情報や相談活動が迅速にできるような関係づくりに取り組んでおく。

2 いじめの早期発見

(1) 児童へのアンケートの実施

人間関係の状態や心の状態の把握に努めるために、無記名でのアンケートを毎月行い、いじめの発見に努める。

(2) 教育相談の実施

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、SCや教職員による教育相談を実施する。

(3) 職員意識の高揚を図る研修

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知するよう努める。また、児童のささいな表情や行動の変化をとらえるために、職員研修（事例研修等）を充実する。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童の側に立ち、その児童を守り通すことを前提とする。いじめを行った児童には、その行為に対して毅然とした指導等を行うとともに、再発防止のために、必要な措置を取る。

(1) 関係保護者との連携

いじめの行為をした保護者と児童に対しては、理由のいかんにかかわらず、いじめは許されないことであることを再度確認するとともに、被害児童と保護者に対して、謝罪と今後の日常生活への決意を伝えてもらう。

いじめを受けた児童とその保護者には、学校職員は被害児童を包み、守っていく決意であること、そのための職員の共通理解と行動が整っていることを伝える。

(2) 市教委との連携

いじめ事案を早期に発見した時点、また、解決に向かっている話し合いがなされている間も、市教育委員会にすべて報告するとともに、指示を仰ぎ、迅速な解決につないでいく。

(3) 三豊警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。また、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。

4 「上高瀬小学校いじめ問題対策委員会」

いじめの事態に迅速かつ適切に対処するために、また、同種の事態の発生の防止に努めるために、校内に「いじめ問題対策委員会」を常設する。委員会には、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・三部会の代表者（・該当児童の担任）・SCやSSW（場合によっては）が属し、定期的に話し合う場をもつ。

5 重大事態への対処について

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際には、速やかに「いじめ問題対策委員会」を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。